平成２５年（フ）第２１７号
奈良市桂木町７番104号
破産者　内　　清憲
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３７号
奈良市佐紀町2195番地の１
破産者　澤口　昌弘
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６１７号
広島市佐伯区皆賀４丁目18番30号
破産者　長岡しげ子
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５号
佐賀県唐津市東大島町７番13号
破産者　辻　　勇毅
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１４０号
青森市大字八ツ役字芦谷164番地３
破産者　山田　　忍
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７６号
マレーシア国セランゴール州シャーアラム市ジャラン通り，スルタン，サラフディン，アブドゥール，アジズ，シャー，セクション９，スリ，ペルマタコンド，５－７－３、日本における最後の住所神奈川県藤沢市土棚833番地　ライフパル藤沢307号
破産者　須田　　博
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９９７号
横浜市瀬谷区瀬谷１丁目30番地５　タマハウス202
破産者　三浦　大介
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８０号
神奈川県伊勢原市岡崎6946番地の１　フラワーハイツ201号、前住所神奈川県鎌倉市材木座６丁目22番６号
破産者　小泉　光彦
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１００３号
京都市右京区北嵯峨山王町２番地１
破産者　大野　　薫
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５９号
京都市伏見区桃山南大島町１－４　桃山南団地31―106、住民票上の住所京都市伏見区竹田七瀬川町346番地２
破産者　板谷　正俊
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２５号
京都府八幡市八幡垣内山30番地の１　タカノマンション101
破産者　矢野　　茂
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６８７号
広島市安佐南区大町東１丁目10番35―10―102号
破産者　大津電設こと　大津　隆利
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８００号
広島市東区中山中町22番22号
破産者　竹下千代美
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０１号
徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚59番地　五輪館105号、旧住所徳島県鳴門市撫養町立岩字七枚112番地
破産者　櫃原　將弘
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２１号
高知県香南市赤岡町1405番地１　市営住宅別所山団地１棟１号
破産者　山本　久子
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５２３号
大分県別府市大字鶴見500番地の42
破産者　穴井　功二
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係